

松前町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

松前町教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨、現状 3
- 2 目標 4
- 3 計画の期間 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、学校における働き方改革の推進により、教職員の長時間労働を是正し、教職員がやりがいを持って職務に専念できる環境をつくることで、教職員の資質・能力を向上させ、子どもたちに質の高い教育を提供するために策定するものである。

(2) 本町の現状

ア 松前町では、令和2年4月に、学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「松前町立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限の目標に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の業務量の適正化を図り、時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、松前町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る 割合	月 80 時間を上回る 割合
小学校	月 42.2 時間	49.5%	2.8%
中学校	月 46.5 時間	60.5%	3.9%

ウ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が54%と多くなっている。教材研究、不登校・配慮を要する児童生徒やその家庭への対応及び研究事業の準備等に時間を要した。帰宅時間の設定、業務の分担及び仕事を精選することなどにより、より長時間労働を是正する必要がある。

エ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする【16日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【8%】

3 計画の期間

令和8・9年度

※松前町教育大綱の期間に合わせることとし、次回は期間を3年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

松前町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務
 - a 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - b 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、学校は原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - c 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進める。
 - d 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・学校地域運営協議会設置についての検討を進める。
- e 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・録音機能付き電話機の設置を順次進める。
 - ・関係機関・松前町・松前町教育委員会との連携体制を構築する。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - a 調査・統計等への回答
 - ・調査等の内容及び回答方法を精査することによって、調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - b 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・ICT支援非常勤講師・学校補助員等の活用を推進する。
 - c ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ICT支援員（学校巡回）の活用を推進する。
 - d 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・中学校保健体育科「水泳」授業の民間委託を継続する。
 - ・中学校のプール施設の維持・管理を廃止する。
 - ・小学校体育「水泳」授業の民間委託及び維持・管理の廃止について調査・研究を行う。
 - e 校内清掃
 - ・清掃時間・頻度の見直しを進める。
 - f 部活動
 - ・中学校部活動の地域展開を推進する。
 （令和11年度より休日の中学校部活動原則中止、地域クラブへ移行）
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - a 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - b 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校生活支援員の拡充を図る。(日本語支援・医療支援等)

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

【参考】

学年	標準年間授業時数	見直し目安(7.5%)	週当たり授業時数
小学校1年	850	913	25
小学校2年	910	978	26
小学校3年	980	1,063	28
小学校4～6年	1,015	1,086	29
中学校	1,015	1,086	29

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、41%から50%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・学校における定時退校日を原則週1日設定し、勤務時間終了後退勤しやすい環境を整備する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、松前町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、松前町の公式HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援のための人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、松前町で導入している出退勤管理が可能なシステムで把握し、その他の目標については、松前町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治

会等に対して、松前町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。